

湯川村有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、村の広報紙等に有料で掲載することができる広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告の掲載ができる対象は、次のとおりとする。

村広報紙

(広告の方法等)

第3条 広告の方法、規格及び広告掲載料は、次のとおりとする。

方法（広告媒体）	規格	広告掲載料（円）	
		6回	1回
村広報誌	縦40mm×横85mm	25,000	5,000

2 広告の掲載位置は次のとおりとする。

村広報紙の表紙と最終ページを除く指定する位置

3 広告の掲載期間は、掲載月から年度末までとし、1ヶ月単位とする。

(掲載の範囲)

第4条 掲載可能な広告は、村の公共性及びその品位を損なうおそれのないもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、個人又は法人の名刺広告その他これらに類するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの又はこれらに類するもの
- (6) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、村長が広告として掲載することが適当でないとするもの

(広告の募集方法)

第5条 広告の募集は、村広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、湯川村有料広告掲載申

込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿及び電子データを添えて、次の期日までに申し込むものとする。

(1) 村広報紙発行日（毎月1日）の1カ月前まで

(2) その他村長が定める期日まで

（掲載の決定）

第7条 村長は、前条に規定する申込書を受理したときは、内容の審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、湯川村有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知する。

（広告掲載料の納付）

第8条 広告掲載料の納付期限は、当該広告掲載決定後14日以内とし、申込者はその期日までに広告料を一括納付するものとする。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（広告掲載の作成経費等）

第9条 広告原稿等の作成経費は、申込者の負担とする。

2 申込者は、広告原稿について、村長から表現内容等で掲載にふさわしくないとして表記変更等の指示があつたときは、これに従わなければならない。

（広告掲載の取消し）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 村長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかつたとき。

(2) 広告掲載料を納入しなかつたとき。

(3) この要綱に違反があつたと認めるとき。

(4) 広報作成上、支障があると認めるとき。

(5) その他村長が特に必要があると認めるとき。

（広告掲載料の還付）

第11条 広告掲載が決定した後又は広告掲載期間内に、申込者の責めに帰さない理由により、広告の掲載が中止になつたときは、広告掲載料の一部又は全額を還付する。

（広告主の責任）

第12条 広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

2 掲載する広告について法的な手続が必要な場合は、申込者が行う。

3 第10条の規程により広告掲載を取り消した場合又は申込者の意志で広告掲載を中断した場合は、それによつて生ずる一切の費用は申込者が負担する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。